

吸収分割に係る事後開示書面

2024年5月1日

神戸市中央区東川崎町一丁目3番3号
株式会社ティエラコム
代表取締役 増澤 空

東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号
株式会社POPER
代表取締役 栗原 慎吾

ティエラコム株式会社（以下「分割会社」といいます。）と株式会社POPER（以下「承継会社」といいます。）は、2024年3月7日付で締結された吸収分割契約に基づき、2024年5月1日を効力発生日として、分割会社が、分割会社のASP事業（学習塾経営の総合支援システム、学習塾を対象としたタブレット学習教材及びサイネージの提供並びにこれに付随する一切の事業をいい、以下「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条、並びに同法第801条第3項第2号に定める事項は、下記のとおりです。

- 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2024年5月1日
- 分割会社における吸収分割の差止請求に関する手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）
本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
- 分割会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）
本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
- 分割会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）
分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

5. 分割会社における債権者保護手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

会社法第 789 条第 2 項に基づき、2024 年 3 月 22 日付の官報での公告及び債権者に対する個別催告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。
6. 承継会社における吸収分割の差止請求に関する手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
7. 承継会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
8. 承継会社における債権者保護手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

会社法第 799 条第 2 項に基づき、2024 年 3 月 22 日付の官報にて債権者に対する公告を行うとともに、会社法第 799 条第 3 項及び同法第 939 条第 1 項に基づき、同日付で電子公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。
9. 吸収分割により承継会社が分割会社より承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 5 月 1 日をもって、分割会社から、対象事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。承継する資産の金額の見込みが僅少であり、現時点で算定額の確定が困難なため、具体的な金額の記載を省略しております。また、負債の承継は見込んでおりません。
10. 吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2024 年 5 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。
11. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上